

大阪府告示第721号

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、経営規模等評価の申請（以下「申請」という。）及び総合評定値の請求（以下「請求」という。）の時期及び方法等を次のとおり定めた。

平成23年5月2日

大阪府知事 橋下 徹

1 申請及び請求の時期及び方法

(1) 申請及び請求の時期

通年（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに毎年の1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 申請及び請求の方法

- ア あらかじめ申請又は請求をする日時を3まで予約すること。
- イ アで予約した日時に2(1)又は(2)の書類を持参すること。

2 申請及び請求に係る書類

(1) 申請に係る申請書及び添付書類

- ア 経営規模等評価申請書（規則別記様式第25号の11）
- イ 工事経歴書（規則別記様式第2号）
- ウ その他知事が審査に必要と認める書類

(2) 請求に係る請求書及び添付書類

- ア 総合評定値請求書（規則別記様式第25号の11）
- イ 経営状況分析結果通知書（規則別記様式第25号の10）

(3) 手数料等

ア 手数料

(ア) 申請に係る手数料

大阪府建築都市行政事務手数料条例（平成12年大阪府条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1項の表7の項に定める額

(イ) 請求に係る手数料

条例第2条第1項の表8の項に定める額

イ 納付方法

大阪府証紙により納付すること。

3 受付場所及び問い合わせ先

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎 1階
(Tel (06) 6210-9735)

大阪府住宅まちづくり部建築振興課建設業許可グループ